

## 藩医土屋家文書から見た鯖江藩の種痘

— 医業者統制・種痘掛り・出張種痘 —

柳沢美美子\*

はじめに

1. 京都からのもうひとつの伝苗ルート
2. 福井藩からの伝苗経緯と隣接地域との調整
3. 町在医業者の統制と下目付による種痘掛り
  - (1) 鯖江藩領の町在医業者
  - (2) 種痘世話方の任命
  - (3) 大野郡保田村へ出張種痘とその挫折

おわりに

はじめに

1850年（嘉永3）3月、福井城下の町医笠原良策（白翁、1809-80）から痘苗を譲り受けた鯖江藩は、越前国諸藩の中で福井、大野とやらんで最も積極的に種痘に取り組んだ藩であった。拙稿<sup>1)</sup>で明らかにしたように、藩医の中には伊東玄朴、岩佐玄珪、緒方洪庵等に学び領外に蘭方医のネットワークをもつ者が揃っており、「種痘主裁」となった土屋得所（1814-67）を中心に、15名ほどの藩医のうちの半数が種痘を担当した。55年（安政2）から鯖江陣屋附4か村に対して未接種・未罹患児の調査を行い、年間の種痘日程の版行が確認できる。とくに陣屋から遠方の今立郡池田地域38か村において、2か年間にわたり36か村64回におよぶ種痘を実施したことは、地理的にまとまった藩領を網羅する広範で計画的な出張種痘として特筆すべきである。

福井県文書館では今年度、こうした鯖江藩の種痘を主導した土屋得所の資料群<sup>2)</sup>の調査を実施した。土屋家文書については、これまでに『福井県医師会史』<sup>3)</sup>において34点（うち種痘関連8点）の資料が紹介されてきた。これに加えて今回の調査では、種痘関係に限っただけでも20点ほどの未翻刻資料や口上書・願書の写、門人帳などが明らかになった。そこからは、これまでわかっていなかった種痘導入の経緯、種痘の継続と拡大のための藩医側の動き、遠方の藩領である大野郡保田村へ出張種痘などが浮かび上がってきた。

本稿ではこの土屋家文書を手がかりに、**1**においては鯖江藩が種痘導入時に最初に企てた京都からの伝苗とこれを制限した福井藩の動向、**2**では福井藩からの伝苗に至る経緯とその際に必要となった隣接地域との調整、**3**では安政期中頃における町在医業者への統制、この時期に発せられた医業関連の触書や種痘勉励の口達を導いた藩医土屋得所の働きかけと種痘掛りの下目付任命、大野郡保田村へ

---

\* 福井県文書館副館長

表1 鯖江藩の種痘事業への対応

年	月日	事項
1850年 (嘉永3)	2.8	鯖江藩領上糸生村の村医内藤貞庵・道逸が、笠原良策あてに鯖江藩領への分苗のために、伝苗案内「近国江相廻候書取」の配付を依頼 <sup>1</sup>
	2.11	笠原良策が、内藤貞庵・道逸あてに伝苗案内「近国江相廻候書取」とともに、藩主に願出て領内で他社中による種痘を嚴重に取締ることを条件に伝苗するので藩医とともに来訪するよう書状で伝える <sup>1</sup>
	2.11	内藤貞庵が土屋得所に面会し、笠原からの伝苗について依頼 <sup>2</sup>
	2.17	藩医土屋得所らが笠原を訪問し、即日伝苗の約束を定める。26日を伝苗予定とするも延期 <sup>2</sup>
	3.9	笠原良策から痘母となる子ども2人とその親が派遣され、7人に接種。7日後の同月15日に7人に接種 <sup>1</sup>
	3.12	土屋仲宅方において種痘を実施するので希望の者は出頭するよう。同人から伝授を受けた最寄の医師から種痘を受けるのは差支えないが、伝法をわきまえず、みだりに種痘を行うことは諸人のためにならない。紛らわしい者があればその筋へ注進すべしとの触書(大目付・側目付→町奉行・地方役) <sup>4</sup>
52年 (嘉永5)	3.9	(これ以前に絶苗) 土屋得所が再興のために、福井で種痘の施術を受けた上鯖江村の子どもから再伝苗を受けることを依頼し、月番藩医が承認 <sup>1</sup>
	11.27	種痘開始以来、土屋得所は継続して療治しているが、出頭する者が少ない。藩主の慈悲に心え、子を失い親として不慈悲を後悔することのないよう、種痘を受けさせることを強く勧奨する触書(大目付・側目付→町奉行・地方役) <sup>4</sup>
55年 (安政2)	2.28	医業は人命に関わるものなので、その職分に篤く心掛けなければ害になる。近年、医者職になかった者が脈を診、薬を使うようになっていくと聞くがいかかのことである。以後他領からの紛らわしき医業体の者を留め置かないこと、医業者は他領で修行した者であっても藩奥医師に隨身して、さらに相励むべきことを触れる(大目付・側目付→町奉行・地方役) <sup>4</sup>
	12.9	種痘瘡に出頭する者が少ないと聞くが、難痘を免れるようにとの領主の厚き思召しによるものなので、各掛りはこれを心得世話いたすべき旨、口達(→大目付) <sup>4</sup>
	12.-	痘瘡未罹患および種痘未接種の子どもの調査(年齢、性別、親名等)を開始(→陣屋附庄屋、～61年12月) <sup>5</sup>
56年 (安政3)	3.27	瀬波平治を種痘所世話掛りに任命 <sup>6</sup>
	12.-	宇野初右衛門(下目付、小頭格)を種痘世話方に任命 <sup>6</sup>
	4.21	現在、西洋医学が有益であることは疑いもないことなので、藩医・町在医師のうちこれまで漢方のみを用いてきた者も、以後西洋法を学び兼用するべきことを触れる(大目付・側目付→町奉行・地方役) <sup>4</sup>
57年 (安政4)	閏5.-	土屋得所を種痘主裁、雨宮玄伸を同差添、内藤隆伯・高橋邦叔・小磯栄喜・窪田文了・岩本栄叔を種痘世話人に任命 <sup>4</sup>
58年 (安政5)	1.18	昨年暮に種痘日の書付を渡し置いたが、以後は右の書付がなくとも2人ずつ出頭するよう達(代官→(陣屋附庄屋)) <sup>3</sup>
59年 (安政6)	-	年間日程「未年種痘日」を木版で板行
	3月～9月	今立郡池田地域の東俣(市)組に対して出張種痘を実施(60年3月～8月にも実施) <sup>7</sup>
67年 (慶応3)	-	年間日程「卯年種痘日」を木版で版行
70年 (明治3)	12.-	去る種痘日にはひとりも連れ来たらず由、痘苗が尽きてしまつては歎かわしいので、定日には2、3人ほどは差し出すよう手配することを触れる(藩庁→5ヶ組郷長・藩庁附村長) <sup>3</sup>

注) <sup>1</sup>は笠原白翁『白神記-白神用往来留-』、<sup>2</sup>は「白神痘伝接一件諸処置手次」土屋家文書、<sup>3</sup>は『鯖江市史』史料編4、<sup>4</sup>は「鯖江藩日記」鯖江市まなべの館蔵、<sup>5</sup>は「諸事日記」窪田彦左衛門家文書、<sup>6</sup>は「種痘一件記」『福井県医師会史』2、<sup>7</sup>は拙稿「福井からの痘苗の伝播と鯖江藩の種痘」による。

の出張種痘の試みとその問題点について考察したい。

### 1. 京都からのもうひとつの伝苗ルート

1849年（嘉永2）6月、オランダ船が長崎にもたらした痘苗が活着し、諸国に伝播しはじめたことを知った鯖江藩医土屋得所は、領内で種痘を実施したい旨を藩主間部詮勝に上申し、その際最初に働きかけた痘苗の入手先は、京都の蘭方医新宮涼庭（1787-1854）であった。

新宮は、長崎でオランダ商館長ドゥーフに認められて商館附のオランダ人医師に師事したのち、文政期に京都で開業し多くの蘭書を翻訳、経済的にも成功して南禅寺近くに私塾順正書院を設立した。ここでの医学教育の傍ら諸侯や文化人と交流し、南部藩、福井藩とともに鯖江藩にも多額の融資を行ったことで知られている。鯖江藩とは詮勝の京都所司代在任期（1838-40）に関わりを深め、藩の「用度」を助けるため5000両余を用立てたとされている<sup>4)</sup>。

土屋が種痘開始間もない時期（1850年4月）に記した「白神痘伝来之記」<sup>5)</sup>によれば、新宮とは家中の江坂平兵衛が「懇意」にしていたので、江坂の書状を添えて伝苗を依頼したとされる。江坂平兵衛は、詮勝の京都所司代時代を含む32年（天保3）から42年までの長期にわたって勘定奉行を務めた<sup>6)</sup>人物であり、この資料から嘉永期に入っても新宮との親密な関係を保っていたことがわかる。なお、鯖江藩で種痘が開始された50年（嘉永3）の秋には、新宮涼庭の養子涼哲（涼庭の妹の第5子）が京都に居住したまま表医師として召し抱えられ（20人扶持）、その死後は養子涼樹が勤めていた（15人扶持）<sup>7)</sup>。

新宮からの返信では、すでに福井で「種痘行ヒ居候」門人がいるので同人を呼寄せて相談すべしとのことであった。そこで福井表を調べたが、その門人は「有故、立去」ったあとであったという<sup>8)</sup>。別の資料の書込みからこの門人が「本多小太郎」<sup>9)</sup>という人物であったことがわかる。このことは、笠原の種痘開始からわずか数週間後に、京都から痘苗をもって福井城下に入り種痘を行っていた外来の蘭方医がいたことを示しており、長崎伝来後の半年間（1849年末）に京都・江戸・大坂・福井・名古屋へと広がった痘苗伝播の迅速さ<sup>10)</sup>とともに、そうした外来の人物によって、笠原のいう「妄種」や「偽痘」が福井城下にも広がる危険性があったことが窺える。

さらに興味深いのは、このことが京都の蘭方医から笠原にもいち早く知らされていたことである。12月22日桐山元中（日野鼎哉の門人）が「急書」で、新宮の門人が「此頃一小兒二種痘、直様御地へ参り種痘相初、賢兄と争犄角候積りの由」と伝えた。これを受けて笠原は、年明けの1月5日藩側用人秋田八郎兵衛宛での口上で、「新宮涼庭養子、其門人本多宜翁倅小太郎」<sup>11)</sup>が、去る12月頃から福井城下で種痘を行っており、内々に頼んで本多の執刀した種痘痕を検分すると「其痂至て見苦敷、真痘とハ見へ不申候得共、是にて成功再患無之由、右人申居候由」<sup>12)</sup>と報告した。これによって本多小太郎はまもなく福井藩の取締りを受け退去したと推測される。京都や大坂での見聞と経験から、種痘開始当初から笠原が最も懼れていたのは、本多小太郎のような確かな技術と鑑定、再接種の体制をとまなわない「妄種」が広がることで種痘を受けた者が天然痘に罹患し、「此良法を地に墮」<sup>13)</sup>すことであった。

京都では、最初に種痘に成功した日野鼎哉・笠原良策らから3週間ほど遅れて、鳩居堂主人熊谷直恭（蓮心）の支援を受けた榎林栄建・江馬榴園・小石中蔵らによる種痘所「有信堂」が、活動を開

表2 土屋得所略年譜

西暦年（和暦）	年齢	事項
1814年（文化11）	1	勝山藩医秦家に生まれる（秦魯斎の弟） <sup>1</sup> 。諱は篤之、雅名は煥、字は公章、通称秀佑（祐）のちに得所と改め、古香・楽斎・復堂と号す <sup>7</sup>
32年（天保3）	19	勝山藩土屋氏を嗣ぐ <sup>1</sup>
35年（天保6）4月	22	京都で百々氏に入門し漢方を学ぶ <sup>2</sup>
40年（天保11）2月	27	無足席表御医師に召し出される（3人扶持） <sup>3</sup>
45年（弘化2）10月	32	江戸で伊東玄朴に入門し蘭学医術修行（48年7月帰国） <sup>7</sup>
48年（嘉永元）1月	35	奥医師本席 <sup>3</sup>
50年（嘉永3）3月	37	福井藩町医笠原良策から痘母となる子ども2名の派遣を受け、父仲宅方で種痘開始 <sup>4</sup>
5月～11月		伊東玄朴方へ寄宿し蘭学医術修行 <sup>5 7</sup>
12月		父仲宅死去（9月）により家督相続（18人扶持） <sup>3</sup>
52年（嘉永5）1月	39	取次格、匙頭 <sup>3</sup>
3月		福井藩から再度伝苗をうける <sup>4</sup>
57年（安政4）閏5月	44	種痘主裁 <sup>6</sup>
64年（文久4）3月	51	取次席 <sup>3</sup>
67年（慶応3）1月	54	死去 <sup>1</sup>

注1 年齢は数えである。

注2 <sup>1</sup>は『越前人物志』、<sup>2</sup>は「授業生名簿」『京都の医学史』資料篇、<sup>3</sup>は『鯖江市史』史料編5鯖江藩御家人帳（上）、<sup>4</sup>は『白神記一白神用往来留一』、<sup>5</sup>は『柴田収蔵日記』2、<sup>6</sup>は「鯖江藩日記」鯖江市まなべの館蔵、<sup>7</sup>は「越前鯖江土屋家明細書」土屋家文書による。

始していた。これは、楢林栄建の弟宗建（佐賀藩医）<sup>14</sup>が長崎から送付した痘苗が10月中旬に京都に到着したものをういていた<sup>15</sup>。日野の除痘館が年末までに活動を停止したのに対し、有信堂は64年（元治元）の禁門の変で焼失するまで継続したとされている。新宮の種痘への関与はわからない<sup>16</sup>が、この有信堂には新宮涼庭の本家を継いだ新宮涼民が同志として関わっていた<sup>17</sup>ことから、本多が用いた痘苗は、楢林宗建から栄建のルートで京都へ伝わったものだろう。

## 2. 福井藩からの伝苗経緯と隣接地域との調整

笠原良策から鯖江藩が伝苗を受ける経過は、土屋が記した「白神痘伝接一件諸処置手次」に詳しい。

福井藩からの伝苗が具体的に進展したのは、1850年（嘉永3）2月16日、分苗を希望して笠原に連絡した領内丹生郡上糸生村の村医内藤貞庵が、土屋を訪ねて笠原の意向を伝えてからであった。それは、「御医師」（藩医）中から藩主に願い出て、領内にその社中以外に種痘を行う者がいないよう触れたうえで伝苗したいというものであった<sup>18</sup>。土屋は、早速翌17日に門人の山岸立意、若党・中間を連れて笠原を訪問し、これに内藤貞庵も同席した。笠原は「分苗応允」し、「即日約束を定、書籍并種痘鋤等申受」けた。その後笠原の仮除痘館で20日に行われた種痘を土屋と山岸が実見し、分苗が実現したのは3月9日であった。この間、笠原が即日分苗を承知しながら20日以上時間を要することになったのは、京都に痘苗を取りに行くことが再検討されるような問題が起こっていたためだった。

すなわち、いったん2月20日の次の種痘日にあたる26日に約束された鯖江藩への伝苗が、「府中社中故障申出」によって延期されたのである。さらに次の種痘日の3月2日を前に笠原に問合せもいまだ決定しがたいとのことで、藩からは「福井表相断、京都方へ右苗取ニ遣候方可然」の指図を受

ける事態となった。このためもう一度福井へ相談に赴こうとする内藤道逸（貞庵の子）に対しては、土屋からも「伝苗之義、同月（3月）九日前会種置候痘児、当表へ差向難被致候ハ、福井之伝苗、相断可申事」を申渡していたという。

結果としては、内藤の調整によって福井からの伝苗が実現することになるのだが、府中社中の「故障」の理由は、隣接する鯖江で種痘が開始されることで、未接種者が減り絶苗することを恐れたためであった。この時内藤が笠原社中・府中社中と申合せた内容は、次のように記されている。

伝苗ハ、福井府中へ相談ニ而差障り無之方ニ而先方承知之上ハ、何方ニても伝苗可申旨約諾、尤福井府中ニても他へ伝苗之節ハ右同様、我方へ相談可有之事<sup>19)</sup>

ここからは、隣接地域で種痘を実施する福井・鯖江・府中の社中が競合して絶苗しないよう、相互に連絡し承諾の上で分苗することで合意していたことがわかる。伝苗にはやや時間を要したものの、初期の段階で隣接地域の種痘社中が行ったこうした申合せは、競合を避けながら継続可能なかたちで広域化することが求められる種痘事業において必要な調整であった。

あわせて土屋家文書の中には、「戊正月」付の内藤貞庵に宛てた笠原の書状の写しが残されている。これは、1850年（嘉永3）1月17日付で笠原良策が、金沢や丸岡、勝山、大野諸藩へ送った書状に付けられた「近国江相廻候書取の写」<sup>20)</sup>とほぼ同文である。福井からの分苗を案内したもので、前年からの老中阿部正弘や長崎奉行大屋明啓への福井藩の働きかけ、「蘭人モニッキ」による種痘<sup>21)</sup>、その後唐通詞穎川四郎八の尽力で京都の日野鼎哉まで届き、大坂の社中へも分苗したうえで11月下旬に福井まで持ち帰った経緯が詳細に記されていた。

この書状の文末では、改めて種痘は施術のみ見ればはなはだ容易に見えるため「誰ニ而も真偽之鑑別をも不存、猥ニ相施候様相成候而ハ、後来必再染候患出来候」と確かな技術と鑑定をとまわらない種痘の危険性を述べていた。こうした書状が、伝苗当初に土屋得所の手元にも届いていたことは、その後の鯖江藩の種痘への取組みを検討するうえで留意すべきだろう。

なお「種痘ニ付会計」と題された資料には、種痘導入の際の藩からの拠出金と支出、土屋の立替分が記されている。御用部屋から金1両と銀札332匁が出され、笠原への謝礼金3分、肴・酒等の進物、「引痘書」12匁、痘母となった傭児とその父母への謝礼、門人山岸立意の福井派遣の経費等を差引き、64匁余が不足となった。ここでは「金式分 種痘鋤」は見消にされており、この種痘針は最終的に笠原からもらい受けたと考えられる。

### 3. 町在医業者の統制と下目付による種痘掛り

こうして鯖江藩では1850年（嘉永3）3月に種痘を開始したが、数か月の土屋の江戸遊学を挟んでまもなく絶苗してしまった<sup>22)</sup>。その後、52年3月に再び福井藩から伝苗を受けたのちでも、その年の12月には強い種痘推奨の触れが必要なほどに継続に苦しんだ。

しかし、数年後の安政期中頃になると相次いで触れや口達が出され、藩の医業・種痘関連の施策が活発化した（表1）。具体的には、町在の医業者を藩奥医師に隨身（入門）させる触書（55年2月）、種痘勉強の口達（55年12月）、継続的な種痘に不可欠な未接種・未罹患児の調査の開始（55年12月～）、藩医および町在医師に対する西洋法兼学・兼用の触書（56年4月）である。

表3 鯖江藩領の町在医業者

組名	村名等	身分等	名前	門下	備考
乙坂組 (丹生郡)	下糸生村枝郷	医師	元産	土屋	高野医師
	下糸生村枝郷	医師	見良	土屋	高野医師
	上糸生村	医師	道一	土屋	(内藤道逸)
	乙坂村	医師	数馬		
庄境組 (今立郡)	春山村	-	宗謙		(見消)
	西庄境村	-	一庵	土屋	
	西庄境村	-	意碩	加藤	
	北中津山村	-	宗関	加藤	
	南中津山村	-	良斎	土屋	
	南中津山村	-	貞庵		
	山室村	-	養順	土屋	
庄田組 (今立郡)	余川村	-	村部宗見		彦右衛門借宅 福井藩四郎丸村 六兵衛事
	岩内村	-	周才		
	余川村	山伏	寿宝院		
	小野谷村	百姓 片手	九右衛門		
	平林村	百姓 片手	治郎兵衛		
新庄組 (今立郡)	下新庄村	-	福岡東一	加藤	平四郎倅
	下新庄村	-	良斎	土屋	
	中新庄村	-	碩順	加藤	
	木引村	-	仙益		
	橋立村	-	養庵	土屋	
木本 領家組 (大野郡)	木本領家村	-	竜庵		
	稲郷村	-	泰庵		
	矢戸口村	-	貞輔		
	保田村	-	慶順		
東俣組 (今立郡)	西角間村	百姓・ 医師	治郎兵衛		(斎藤庄三郎)  先前より医道家と伝わる。当時府中表で医業
	市村	百姓・ 医師	庄三郎	土屋	
	上荒谷村	百姓	重兵衛		
	菅生村	百姓	宇右衛門		
	寺島村	百姓	政平治		
	常安村	水呑	藤左衛門		
	水海村	水呑	順臻		
	荒谷村	水呑	三郎		
	清水谷村	道場	本誓		
町方 (陣屋附、 今立郡)	上町	鍼師	梅尾市		福井吉田貞庵門人 (按腹は 按摩療法の一つ)
	-	按腹	出口屋 彦左衛門		
	-	-	海老屋玄周	加藤 土屋	
	下新町	-	良民	加藤 土屋	
	下新町	按腹	治郎右衛門		
	寺町白山堂前	鍼師	宗順		
	-	幼年	山岸良玄	土屋	
	清水町	鍼師	長八隠居		

注)「御領分中在町医業職之者書上之写」土屋家文書による。

このうち触書については、御用部屋からの内々の命令を受けて土屋が提出した「領分中医業御取締方仕法書」や詮勝の在国中に申し立てた西洋法兼学兼用を求めた「奉申上口上之覚」がもとになっていた<sup>23)</sup>。この時期に土屋は、領内医業者の把握と西洋法の兼学兼用を積極的に藩に働きかけていたのである。

「医道ニ於テ西洋法有益之儀、実以無疑事」とする「口上之覚」の冒頭の文言は、こうした種痘拡大の実績と自負に支えられたものであり、そのまま触書にも採用されていた。

鯖江藩における1856年（安政3）末までの7年間の種痘接種数は、3,825人にのぼった<sup>24)</sup>。土屋家文書にはこの人数を算出する際のメモがあり、その内訳をみると50年（嘉永3）の開始から51年頃までの2年間に1,096人、再伝苗後の52年から55年（安政2）までの4年間に1,683人であったのに対して、56年では1年間で1,046人を数えた。この数値からも、安政期中頃に鯖江藩の種痘事業はひとまず安定してきたことが伺える。

### （1）鯖江藩領の町在医業者

その安政期中頃に藩領の医業者を書き上げた「御領分中在町医業職之者書上之写」から作成したのが表3である。医師に加え、按腹（按摩）や山伏・道場守・百姓と兼業しながら医業に関わる者を含む42名のリストである。1856年（安政3）4月の郡奉行による調査<sup>25)</sup>（医師18、按摩1、人口30,771人中）と比較しても、兼業を加えたより多くの医業者が把握されている。鯖江藩領の町在医業者の姓名がわかる資料は、ほとんど見あたらないため貴重である。

この資料は大庄屋組ごとにまとめられており、その組名称は大庄屋の居村で呼ばれる慣例があったことから、ここに登場する大庄屋<sup>26)</sup>のうち「新庄組」大庄屋福岡平左衛門が退任した1855年（安政2）頃までに成立した資料と見ていい。町在の医業者を藩奥医師に入門させる同年2月の触れの前後に調査されたものと推測される。

土屋得所と加藤杏庵（匕頭）<sup>27)</sup>の門人には印がつけられており、42名中12名が土屋の門人、6名が加藤の門人（土屋との重複が2名）であり、あわせて4割ほどが藩医と師弟関係にあった。種痘に関わっては、鯖江藩への伝苗を仲介・調整した上糸生村の内藤道逸（道一）、のちに今立郡池田地域への大規模な出張種痘を主導する市村の斎藤庄三郎<sup>28)</sup>が、ともに土屋の門人となっていたことが注目される。他方、府中にほど近い庄田組と大野郡の木本領家組（図2）には、加藤・土屋のいずれの門人も不在であった。このうち大野城下南東の木本領家村近隣（現大野市）と勝山城下西の谷あい（現勝山市・大野市）とに分かれた木本領家組の保田村で試みられた出張種痘の事例を（3）で取りあげる。

### （2）種痘世話方の任命

1855年（安政2）の種痘勉励の口達を導き、種痘担当掛りの任命を求めた土屋の藩への働きかけの具体的な内容を見ていこう。

土屋は1855年（安政2）12月1日付で、「福井ニ而茂大目付掛り役之由」として福井藩における種痘担当目付の任用<sup>29)</sup>を引いて、種痘掛りの「大目付掛り役」の設置を求める口上書を提出した<sup>30)</sup>。そこでは、これまで「村方催促」（種痘日の出席等の催促か）を代官に頼んでも「兎角都合不仕」、藩医の自分から村々にいってやっても「公事ニ不当、<sup>(しか)</sup>聡と仕候廉ニ参兼」（公の業務にはあたらず、確実に実施されない）実情が訴えられていた。「福井・丸岡・大野等ニても厚御心配被下候由」と福井

藩とともに丸岡藩<sup>31)</sup>や大野藩の関与を例として、種痘担当の「大目付掛り役」の任命を要望した。

福井藩が藩政の監察や人事評価に関わる上級の役職「目付」を種痘担当に位置付けることで成果をあげていることになって、土屋は種痘担当の「大目付」を置いて代官等の民政担当役人を動かし村部への種痘を進めようとしたといえよう。まもなく12月14日付で大目付から出された各掛りへの種痘勲励の口達は、この土屋の口上書を受けたものだった。

そして翌年3月には「種痘所世話掛り」に瀬波平治<sup>32)</sup>が任命され、12月には種痘「世話方」に宇野初右衛門<sup>33)</sup>が任命された。いずれも下目付格あるいは下目付（小頭以下）であり、要望どおり上級役人が種痘担当に任せられることはなかったが、初めて藩医以外の種痘担当掛りが任命されることになった。

また開始当初に土屋仲宅（得所父）方<sup>34)</sup>（**図1**）を充てた種痘所についても、種痘の拡大に対応し1856年（安政3）2月には「種痘場別館」を設けたい旨を願い出、氏家屋甚助方が「種痘所仮場」とされた。ここでは「席料」を1人銀5分とし、家主と種痘世話方で半分ずつ受け取り、それぞれ炭薪等の会場費、諸雑用に充てることとされた<sup>35)</sup>。

種痘世話方などの掛り役がその後どのように継続されたかはわからないが、1859年（安政6）の東鯖江村（陣屋附4か村のひとつ）の未痘児の届出は、「種痘御掛り」<sup>36)</sup>宛に提出されていたことが確認できる。

### （3）大野郡保田村への出張種痘とその挫折

「保田村種痘企一件稿」<sup>37)</sup>は、鯖江陣屋から「遠領」の村へ初めて出張種痘を行った記録である。

九頭竜川左岸に接する保田村は、村高882石、明治初年の戸数は189戸、人口は952人<sup>38)</sup>で勝山城下西にある鹿谷地域の一村である。保田村から谷奥に向かって西光寺村、本郷村（幕府領と相給）、西俣村、矢戸口村の5か村と、山続きに峠越えをして大野盆地に入る大矢戸村、東大月村が鯖江藩領であった。これらの村々はいずれも江戸時代前期には大野藩領（1624～82年）で、その後幕府領福井藩預り地や幕府領等を経て1720年（享保5）に鯖江藩領となり、大庄屋組は前述したように木本領家組に属した（**図2**）。その後、間部詮勝の隠居謹慎によって1862年（文久2）に1万石を減封された際に幕府領となる（大矢戸村のみ64年）。

保田村での種痘は、「始而村児へ種付」「甚六ヶ敷候処、下目付理解を以、漸割当候事ニ御座候」と記され、下目付「初右衛門」の尽力によって陣屋遠方の保田村で初めて実施したものだ。なによりこの保田村を起点として鹿谷地域の藩領に種痘を植え継ごうとする企てであった。

この資料には年代の記載はないが、宇野初右衛門が登場することから、宇野が「世話方」に任命された1856年（安政3）12月からそれほど遠くない時期のものと考えられる。土屋裕（得所の子息）が明治期に入って筆写・編集した「越前鯖江土屋家明細書」ではこの一件を翌57年2月のこととしており、ほぼ間違いないだろう。

ここで「甚六ヶ敷」かったというのは、どのような状況だったのだろうか。

「保田村種痘企一件稿」の冒頭から、この頃の種痘をめぐる村部の状況がわかる。すなわち鯖江陣屋近隣の村々では次第に接種が進展していたが、「遠領ニ而ハ其儀ニハ難到」と陣屋から遠方の村々での接種が進んでいない状況が述べられている。「身柄之者」（地位のある富裕な層）は「大野江頼出





図1 種痘所となった土屋仲宅屋敷  
土屋家旧蔵鯖江絵図（1883年）鯖江市まなべの館蔵

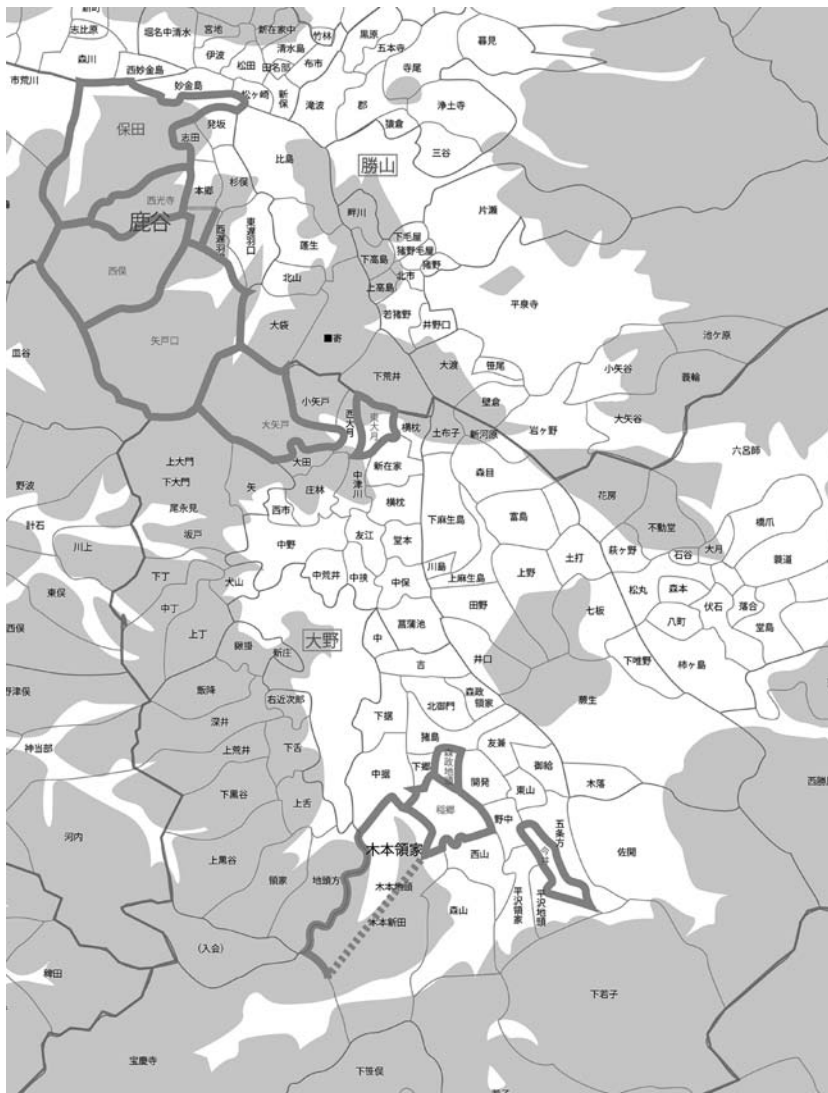


図2 鯖江藩の木本領家組（大庄屋組）  
ベースマップは吉田健氏作成の図による。

候族」もあるもののこれも遠路で失費が多く、「身分薄き者」にあっては接種の願望があっても志を遂げ難く不愍である、と。ここからは、大野藩での継続的な種痘の実施とともに、富裕層であれば大野城下に出て種痘を受けられる可能性があったことがわかる。

こうした状況のもとで、着任間もない宇野初右衛門と藩医小磯栄喜<sup>39)</sup>が村々を巡回し、村役人の「存心相探り」、その中で「為諸人世話致遣度」という者がいた保田村が選ばれた。「何分相始可申旨申聞候ニ付」とのことで、同村から「元種」（痘母）となる子どもを雇い種痘所に呼寄せて2月16日に接種、6日後の22日に藩医窪田文了<sup>40)</sup>（-1867）が保田村へ出張して種痘を行った。小磯栄喜と窪田文了は、土屋が1855年（安政2）頃に医学研究のために開いた「会講」に出席した5名に含まれ、いずれも土屋の門人であった<sup>41)</sup>。

ここに至るまでに大目付に相談の上、御用部屋に言上し奉行へも知らせ、さらに代官には配符（通達）の下書まで渡して村役人への協力を依頼していた。しかし、家中関係筋への相当の連絡と調整を行ったにもかかわらず、鹿谷

の藩領村々の反応は厳しかった。

鹿谷の「奥村」では「仏法約束等」と宗教上の理由を申立て、とくに矢戸口村の村役人は「別而不得心」のようすだった。そのため藩主の厚き思召によって藩医が出張していることを説明し初右衛門からも説得して、次の種痘日に間に合うように25日までに村役が相談し返答することになった。あらかじめ相談がなかったという村役人もおり、「殿様御直ニ御奉行中へ御意も有之事」<sup>42)</sup>であると告げ聞かせたという。家中役人への調整が周到であったのに比べて、村方への調整は必ずしも十分ではなかったことが伝わってくる。

謝儀（御礼）を取り決めたいと申し出た村役人には、「不容易御時節柄」（鯖江藩では安政期に入っても藩士の給禄の3割から半分を借り上げる財政難<sup>43)</sup>が続いていた）ゆえ施行（無償）にするわけにはいかないが、「身分薄者」にまで謝儀を求めないとし、初右衛門からも細々と談じた。ここからは貧困層への対応はもちろん、薪炭等の会場運営費を含む種痘経費の負担方法を事前に村役人と十分協議していなかったようすが読みとれる。この経費問題が保田村以降の種痘の植え継ぎを困難にした大きな要因ではなかったろうか。

この「保田村種痘企一件稿」にはその後の顛末は記されていないが、矢戸口村をはじめとした隣村の村役人の反発は大きく、接種は保田村のみに限られ、それ以降植え継ぐことはできなかったと考えられる。

このように種痘担当の下目付と藩医による調整と尽力があっても、鹿谷での種痘の植え継ぎは難しかった。その背景として見逃せないのが、鹿谷の鯖江藩領5か村が属した大庄屋組のかかえる問題であった。鹿谷の5か村は、鯖江藩成立間もない1722年（享保7）以来木本領家村の杉本弥三右衛門の大庄屋組に属していた（図2）。鹿谷から大庄屋居村の木本領家村まで、夏期では「山坂遠路」、つまり谷奥の峠伝いに大野盆地側へ山越えしても直線距離で14km余、積雪のある冬期（10月から3月頃）に至っては、勝山回りで九頭竜川を「四ヶ所も舟渡不仕候ハ而ハ通行難相成」<sup>44)</sup>という地理的な事情があった。さらに1821年（文政4）には、「大庄屋殿ニも下々御救ひ之心底は一向無之」との批判から鹿谷の鯖江藩領5か村村役人連名で大庄屋組離脱の取極めがなされた。

この事例に言及した野尻泰弘によれば、こうした大庄屋への批判はそのまま実態を反映しているとはいきれず、むしろ増加する御用金などの村負担を減らすために交渉上用いられたものでもある。鹿谷の村々には「鯖江藩庁から遠隔地に位置するため行政・経済上の不利益が不満として蓄積され、その矛先が大庄屋に向けられた」ものであった。藩もまた遠隔地で分散している木本領家組を取締りが行き届かず支配上の難所と認識していたとされる<sup>45)</sup>。

2年後に実施される今立郡池田地域での大規模な出張種痘では、村々への種痘日割付をめぐる調整等で大庄屋が一定の役割を果たすことになる<sup>46)</sup>が、鹿谷地域においては種痘掛り役の下目付・藩医と村々をつなぎ、地域内の利害を調整する在村指導者が得られなかったことが、この出張種痘の困難さの背景にあったと考えられる。保田村を含む鹿谷の鯖江藩領5か村に関連資料が残されていないかをさらに調査することは今後の課題である。

なお種痘の謝礼については、その後1860年（万延元）閏3月になって新たな規定が設けられ、「会毎に御領分割当斗り之事」となったという。この一文の意味あいのがわかりにくいだが、ちょうど天然痘

の地域的な流行がみられた時期でもあり、自領他領を問わず「格別執心ニ而差急候者」については、植え継ぎや再接種のための再診を厭わないことを条件に、経済状況に応じて「雑用料」5匁以上を支払うことで優先して接種することが定められた。困窮者については領内はもちろん他領の者であっても「割当同様雑用料無之」<sup>47)</sup>とされていたことから、通常の「領分割当」による接種では「雑用料」の支払いは必要なかったと思われる。この実態についても今後検討が必要である。

さて、表3で見たように1855年（安政2）頃の鹿谷には藩医と密接な関わりをもつ医業者はいなかったが、土屋が提出した願書の中には鹿谷の「矢戸口村九兵衛」に関わる「覚」<sup>48)</sup>が残されている。親の代から医業に関わっていた九兵衛は、近來蘭学の療治に良験が多いとみて、師伝をも受けず「峻劇之洋薬調用、病者を誤」<sup>(あやめ)</sup>てしまった。九兵衛はこれを深く嘆息し土屋に入門・修行し「辺鄙之土地柄ニ御座候得共、同人之首唱ハ蘭法之真意追々相開、諸人之為筋共相成候」として、この「覚」では他向の際の九兵衛の帯刀御免を願っている。土屋の門人帳「修贄録」によれば、この九兵衛（あるいは父か）にあたる「木本組矢戸口村前川道庵 九兵衛隠居」が59年（安政6）に入門し、65年（慶応元）にはこの年に死去した父に続いて「矢戸口村 前川九兵衛」も入門していた。保田村への出張種痘はその際には失敗に終わったものの、土屋と鹿谷の在村医業者親子との間では時間をかけて引き継がれたものがあったといえよう。

#### おわりに

これまでに触れられなかったが、鯖江藩種痘社中の念願のひとつに種痘館兼医学所の設置があった<sup>49)</sup>。土屋家文書には、1861年（文久元）の年紀を含む「医学種痘兼館建営之企一件記」<sup>50)</sup>、「種痘館医学所兼場仕法」が残されているが、こうした施設の設置は幕末を通して計画に止まらざるをえなかった。

明治期に入って1870年（明治3）3月、長崎医学校から戻った土屋裕は「鯖江藩医学校教授」<sup>51)</sup>となった。ようやく藩医学校が開かれたのである。7月には医学校本館が落成した<sup>52)</sup>が、わずか1年数か月後の廃藩と同時に廃校となった。

以上、これまで述べた論点をまとめておきたい。鯖江藩が種痘導入時に最初に企図したのは、京都の新宮涼庭からの伝苗であり、笠原良策の種痘開始からわずか数週間後には新宮の弟子が福井城下で種痘を始めていた。京都の桐山元中からの連絡で、笠原は確かな技術と鑑定、再接種の体制をとまわらないこうした外来者による種痘を藩に告発し、退去させた。

1850年（嘉永3）2月中旬から進められた福井藩からの伝苗交渉は、府中社中の申立てによって延引するが、その後の村医内藤道逸の尽力によって3月9日に実現した。その際福井・府中・鯖江の3社中は、分苗する際には相互に連絡し承諾の上で行うことを申合せた。初期の段階で行った隣接地域の種痘社中によるこうした申合せは、競合を避けながら継続可能なかたちで広域化することが求められる種痘事業において必要な調整であった。

鯖江藩の種痘が比較的安定して実施されるようになる安政期の町在医業者は42名で、大庄屋組ごとに偏りは見られたものの、このうち4割ほどが藩医の門人となっていた。安政期中頃、土屋は種痘事業の組織体制の拡充のみならず、領内医業者の把握と西洋法との兼学兼用をもとめて積極的に藩に働きかけ、複数の触書等を実現した。そうした中で下目付（小頭以下）ではあったが藩医以外の種痘担

当掛りが任命された。

その種痘担当の下目付と藩医の尽力によって、1857年（安政4）2月、鯖江陣屋から遠方の大野郡保田村への出張種痘が初めて実現した。しかし隣村の村役人の反発は大きく、保田村で接種したのみでその後の植え継ぎは難しかった。その要因として、種痘担当の下目付によって家中関係筋への連絡は周到になされたものの隣村村役人への調整が十分ではなく、種痘経費の負担方法を協議していなかったことを挙げた。さらにその背景には、鹿谷地域において蓄積された藩政への不満と下目付・藩医と村々をつなぎ地域内の利害を調整する在村指導者の不在を指摘した。

この論考を閉じるにあたり、土屋家文書に残されている「得所様御容體」と題された書状を紹介しておきたい。土屋得所が亡くなる前日の1867年（慶応3）1月14日に笠原白翁（良策）から佐倉の佐藤尚中のもとで修行していた子息裕に宛てられたものである。笠原は、土屋を同月8日に診察し、11日、12日、13日と連日の病状を記したあとで「内外諸方、其効驗爾々無之、此趣にてハ回復之義甚以無思束、扱々当惑」と書き送った。種痘導入の当初、分苗がこれ以上遅滞する場合には「福井分之伝苗、相断可申」と述べたほどに緊張する場面もあったが、互いに精力を傾けて取り組んだ種痘事業においてその関わりを深め、土屋の最期は笠原が看取っていた。

〔付記〕本稿の作成にあたり、本川幹男氏、廣川和花氏、宇佐美雅樹氏に御教示いただき、また土屋家の調査にあたっては土屋雅之氏、藤田彩氏に協力をいただいた。

## 注

- 1) 拙稿「福井からの痘苗の伝播と鯖江藩の種痘」『福井県文書館研究紀要』17、2020年、pp.53-71。
- 2) おもに鯖江藩医土屋得所とその子息裕（寛之）の資料群約600点である。その概要は、「種痘一件記」等の土屋得所が作成した記録、裕が翻訳した長崎医学校時代のレウエン、ゲールツの講義録、岐阜県医学校時代の関連資料、1861年（文久元）から66年（慶応2）頃までのおもに得所・裕・母まきを中心とした大部な書状類、明治期土屋病院の医療・経営関係資料、裕が明治期に筆写・編纂した「越前鯖江土屋家明細書」などである。
- 3) 『福井県医師会史』2、1986年。
- 4) 山本四郎『新宮涼庭伝』1968年。1839年（天保10）に新宮が順正書院を建設した際には、間部詮勝が「順正書院」と命名し、扁額の大文字を揮毫した。
- 5) 1850年（嘉永3）4月（孟夏）「白神痘伝来之記」土屋家文書。「種痘一件記」『福井県医師会史』2に写しがある。
- 6) 『鯖江市史』史料編5 鯖江藩御家人帳（下）、1978年、pp.242-243。なお、土屋得所の妻まきは江坂平兵衛の娘であった（「親類増減之覚」土屋家文書）。
- 7) 『鯖江市史』史料編5 鯖江藩御家人帳（下）、1978年、pp.553-554。
- 8) 1850年（嘉永3）4月（孟夏）「白神痘伝来之記」土屋家文書。
- 9) 「種痘一件記」『福井県医師会史』2、1986年、p.92。
- 10) 表6-1「牛痘種痘の伝達日時（1849-1850年）」アン・ジャネッタ、廣川和花・木曾明子訳『種痘伝来－日本の〈開国〉と知の国際ネットワーク』2013年、p.161。また勝山藩では、笠原とは別のルートで京都遊学中の開業医等が前年12月に種痘法の伝授を受け、痘苗を持ち帰り種痘を開始したとのことで、「小郭故、苗ヲ不絶事ハ出来申間敷」追って依頼することがあるかもしれないとしながら、笠原からの当面の分苗を断っていた（1850年（嘉永3）2月9日付の勝山藩医秦魯齋（土屋得所の兄）書状、笠原白翁『白神記－白神用往来留－』福井県医師会、1997年、p.68・87）。
- 11) 新宮涼庭の養子となった人物の中に本多宜翁ゆかりの人物や本多小太郎は、確認できない（山本四郎『新宮涼庭伝』1968年）。

- 12) 笠原白翁『白神記－白神用往来留－』1997年、p.48。
- 13) 1850年（嘉永3）1月17日「近国江相廻候書取の写」『白神記－白神用往来留－』1997年、p.57。
- 14) オランダ商館医モーニッケが接種して初めて成功したのは、この榎林宗建の子健三郎に対して行った種痘であった（古賀十二郎『長崎洋学史』下、1967年、pp.329-330）。
- 15) 長崎の唐通詞頼川四郎八から「八粒小瓶中ニ相貯」て日野鼎哉へ送った痘苗の京都到着の日付については、9月16日、19日、22日と笠原の記録のなかでも混乱がある（笠原白翁『白神記－白神用往来留－』1997年、pp.1-2・p.75・80）。海原亮は、榎林宗建への痘苗の到着を10月12日としている（『江戸時代の医師修業 学問・学統・遊学』2014年、pp.188-189）。
- 16) 山本四郎『新宮涼庭伝』1968年、p.82。
- 17) 京都府医師会医学史編纂室『京都の医学史』1980年、p.927。
- 18) 1850年（嘉永3）2月11日「鯖江領伊藤村内藤貞庵・同道逸江遣状」『白神記－白神用往来留－』1997年、p.58。
- 19) 「種痘一件記」『福井県医師会史』2、1986年、pp.94-95。一部読みと用字を修正し、読点を付した。
- 20) 笠原白翁『白神記－白神用往来留－』1997年、pp.55-57。
- 21) 笠原はこの段階では持ち帰った痘苗の出自を、モーニッケが長崎へ痘苗を持ち渡り公辺（長崎奉行所）も了解の上で直接頼川の孫2名へ接種したと考えていた。しかし、実際にはこの痘苗は、モーニッケの最初の種痘から2か月後に長崎市中に流布していたものを頼川が私的に外科の姉山健輔に依頼して、8月28日に孫2人に種痘を受けさせて得た痘痂であり、長崎奉行の指示や承認をえたものではなかった（笠原白翁『白神記－白神用往来留－』1997年、pp.74-75・pp.78-80）。
- 22) 拙稿「福井からの痘苗の伝播と鯖江藩の種痘」『福井県文書館研究紀要』17、2020年、p.58。
- 23) 「医学振起篇 私部・薦挙部・公部」土屋家文書。
- 24) 「種痘一件記」『福井県医師会史』2、1986年、p.96。これに対して1849年（嘉永2）11月末から53年（嘉永6）4月までの3年半の福井藩の種痘人数は、6,595人であった（「南越除痘館良法伝来記」『福井市史』資料編9、1994年）。
- 25) （間部家上州高崎居城代家臣録等写）鯖江市まなべの館蔵。
- 26) 福岡平左衛門家は、1722年（享保7）から1855年（安政2）まで大庄屋を務め、数年間八郎右衛門に替わった後、59年（安政6）から71年（明治4）まで大庄屋となった。56年には庄田村河端五右衛門、59年には東俣村飯田彦治兵衛が退任するため、この3者が大庄屋を務めたのは55年までである（野尻泰弘『近世日本の支配構造と藩地域』2014年、pp.60-62）。
- 27) 『鯖江市史』史料編5 鯖江藩御家人帳（下）、1978年、p.33
- 28) 拙稿「福井からの痘苗の伝播と鯖江藩の種痘」『福井県文書館研究紀要』17、2020年、pp.63-68。
- 29) 福井藩における種痘掛り目付の継続的な任用については、拙稿「福井藩における藩営除痘館の開設とその運営」『福井県文書館研究紀要』16、2019年参照。
- 30) 「種痘一件記」『福井県医師会史』2、1986年、p.96。
- 31) 笠原の記録（『白神記－白神用往来留－』）からは、1850年（嘉永3）の分苗案内に応じなかった丸岡藩の動向は、ほとんどわからないが、土屋が福井・大野とならんで種痘に組織的に対応している藩としていることは注目すべきである。
- 32) 「瀬波平治」は確認できないが、同時期に下目付格に「瀬波乙治」が見える。家中に「瀬波」は1家のみであり、同一人物の可能性が高い（『鯖江市史』史料編6、1979年、p.305）。翌年には瀬波平治は、益山貞治に替わった。
- 33) 宇野初右衛門（仙蔵、彦太郎）は、下目付（小頭格）（『鯖江市史』史料編6、1979年、p.215）。
- 34) 土屋仲宅屋敷については、「東家中西側」にあり、宅地210坪、表通14間・裏行南15間・北14間半とある（「御家中屋敷割」『鯖江市史』別巻、1974年、p.175）。
- 35) 氏家屋については不都合があったようで、まもなく寺町福田屋長右衛門方に移った（「種痘一件記」『福井県医師会史』2、1986年、p.96）。
- 36) 1859年（安政6）「諸事日記」窪田彦左衛門家文書。

- 37) 「保田村種痘企一件稿」『福井県医師会史』 2、1986年、p.100。表題に「稿」を補った。
- 38) 『角川日本地名大辞典』18(福井県)、1989年。戸数・人口は1872年(明治5)頃の足羽県下の調査を編集した『足羽県地理誌』による。
- 39) 小磯栄喜は、小磯波治の伯父(「鯖江藩日記」安政4年上、鯖江市まなべの館蔵)。
- 40) 窪田文了(文同)は、表医師見習(御徒格、『鯖江市史』史料編5 鯖江藩御家人帳(下)、1978年、pp.462-463)。
- 41) 「越前鯖江土屋家明細書」「修贄録」土屋家文書。
- 42) 「保田村種痘企一件稿」土屋家文書による。『福井県医師会史』2の翻刻を修正した。
- 43) 『鯖江市史』通史編上、1993年、pp.690-692。
- 44) 年未詳「五か村困窮につき惣代御用勤願」前川長右衛門家文書『勝山市史』資料編3、1985年、pp.618-619。
- 45) 野尻泰弘『近世日本の支配構造と藩地域』2014年、p.81、pp.141-143。
- 46) 拙稿「福井からの痘苗の伝播と鯖江藩の種痘」『福井県文書館研究紀要』17、2020年、p.66。
- 47) 種痘所の「雑用料」は、1860年(万延元)閏3月では、「再三出席之儀不厭様役諾之上」で領内・他領とも五匁以上として、困窮者には「此節流行柄之事故」無料とされた(「種痘一件記」『福井県医師会史』2、1986年、p.98)。
- 48) 「越前鯖江土屋家明細書」では、この「覚」の年代を1857年(安政4)としているが、門人帳と照合すると早くとも1859年(安政6)年以降であると見るべきである。
- 49) 1867年(慶応3)6月、土屋裕が長崎医学校へ遊学するにあたって、種痘開始以来父得所が預かってきた種痘社中の資金を取りまとめた「種痘規定簿」によれば、社中構成員から月々6朱ずつ拠出し、これと謝儀の余銀(おそらく施術実費・運営費等の実費を差し引いた剰余金)を合わせて積み立ててきた資金は、19両3分1朱、他に勝手御用所に年限を定めて預けてあるもの4両、述銀(延銀)83匁となっていた。
- 50) 「医学種痘兼館建営之企一件記」は抄録である(『福井県医師会史』2、1986年、pp.99-100)。
- 51) 『鯖江市史』史料編5 鯖江藩御家人帳(上)、1977年、p.446。
- 52) 「越前鯖江土屋家明細書」土屋家文書。